資料４

子ども・子育て支援事業計画に係る令和８年度新規事業

令和８年度における主な新規事業

基本方針１　妊娠期から切れ目なく子育てを支える

１　安心して子どもを産むことができる環境づくり

⑴ 母子保健の推進

・５歳児健康診査事業　新規

【概要・目的】

言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害等の疑いの有無が認知される時期である５歳児に対して健康診査を実施することにより、当該児童の特性や課題を早期に発見するとともに、訓練等により運動・言葉・コミュニケーションなど学校生活で必要となるスキルを身に付ける支援や個別相談等のフォローアップを行うなど、安心して就学できるようサポートを行う。

基本方針２　ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える

１　子どもの育ちの場の充実

⑴ 小学校就学前子どもの教育・保育の充実

・保育士・保育所支援センター　新規

【概要・目的】

保育人材確保の実行性を高めるため、保育の現場・職業の魅力発信などを行う保育士・保育所支援センターを設置する。

・グランマイスター倶楽部の推進　新規

【概要・目的】

保育及び介護分野における慢性的な人手不足の解消を図るため、「働く」ことで社会と関わりたい、地域に貢献したいと考える元気なシニア層が保育・介護の分野における新たな担い手として安定的に活用できるよう、就労のマッチングに加え、資格取得の支援や就労実績に応じたインセンティブ制度を行うことで、就労を通じた健康増進の促進を一体的に進めます。

・返還免除特例付き保育士修学資金貸付支援事業の推進　新規

【概要・目的】

保育士の安定確保と定着化を図るため､指定保育士養成施設の学生を対象に、市内の保育施設で５年間就労すれば一部返還免除とする修学資金の貸付を行います。また、保育現場の体験を通じた保育の魅力発信を行うため、長期休業期間に保育施設への有償インターンシップを導入します。

⑵ 多様な保育の提供

・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）　新規

【概要・目的】

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労用件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる乳児等通園支援事業を実施することで、こどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する。